

ふ高第 213 号
平成24年3月2日

介護支援専門員 各位

ふじみ野市高齢福祉課長

居宅サービス計画について（依頼）

日ごろ、市行政についてご協力いただきありがとうございます。

さて、給付の適正化を図るため、利用者の状況等の確認・記録が必要とされる居宅サービスについて、貴職が作成した居宅サービス計画の確認を下記のとおり実施したいので、ご多忙中恐縮ですがご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 実施時期 平成24年4月1日から

2 内容・理由

訪問介護費のうち生活援助が中心である場合（以下「生活援助」という。）に該当するものは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）別表中、1（訪問介護費）の注3に規定されているとおり、単身世帯の利用者又は利用者の家族等が障害、疾病等の理由により、利用者及び家族等が家事を行うことが困難なものに対して提供されるものに限定されるため、同居の家族等がいる場合は、利用者及び家族等の状況を確認し、記録しなければならないものとされています。

そこで、これらの要件に該当する場合は、事前に介護支援専門員による『居宅サービス計画理由書』（以下「理由書」という。）の提出を求め、利用者の状況等を勘案して貴職が考える生活援助に関する、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）第二の2の（5）中の「算定理由その他やむを得ない事情の内容」が、第三者的な立場からみて適当なものであるかの確認を市が行い、介護給付の適正化を図るものです。

この他に訪問介護による院内介助及び通所リハビリと訪問リハビリを併用する場合等居宅サービス計画に位置付ける際、市に相談することが望ましいとき

れている場合も同様の手続きをお願いいたします。

また、この過程での会議等の記録及び市が交付した書面等については居宅サービス計画等の中に記録（付随して保管）してください。

なお、適当なものであると考えられる代表的な事例は、次のとおりです。

※同居の家族等がいる場合の生活援助について

- 1 親族等が高齢で筋力が低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- 2 親族等が介護疲れで「共倒れ」等の深刻な問題が起きてしまうおそれがある場合
- 3 親族等が仕事で不在のときに行わなくては日常生活に支障がある場合

などがあります。

提出していただく書類

- ・ 理由書
- ・ 基本情報
- ・ アセスメント
- ・ 居宅介護サービス計画書（1～3表）
- ・ サービス担当者会議の要点（同居する親族等がいる利用者が生活援助を利用すること等に関しての内容が記載されているもの）

具体的な手続きの流れは、「居宅サービス計画理由書提出の流れ」をご参照ください。

- * 家族への対応、環境調整が困難な事例や、介護（予防）支援の方向性で助言が必要な場合などは、地域包括支援センターに相談し、協力を得ることができます。また、状況によって、同行訪問やサービス担当者会議の出席も可能です。
- * 理由書の提出によって、同居する親族等がいる利用者に対する生活援助及び短期入所サービスの利用が確定するものではないことにご注意ください。

ふじみ野市高齢福祉課介護支援係
電話 049-262-9038

居宅サービス計画理由書提出の流れ

